

補装具製作・販売業者 様

大阪府障がい者自立相談支援センター  
所長 正岡 悟 (公 印 省 略)

### 補装具費支給券への押印廃止と取扱いの変更について (通知)

日頃は当センターの業務に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

これまで、義肢・装具・座位保持装置・車いす (オーダーメイド)・電動車いす簡易型 (オーダーメイド) について、適合を確認後、補装具費支給券に当センター長印を押印していましたが、平成22年7月1日より押印は廃止し、下記の方法に変更することとしましたので、ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお見積審査については従来と変更はありません。

記

#### 『平成22年7月1日よりの補装具費支給事務に関する概略』

##### **義肢・装具**

###### A 医師意見書による判定の場合 (文書判定)

- ・ 業者は、同じ医師に補装具適合意見書を記入してもらい (必ず本人に義肢・装具を装着し確認してもらうこと)、当センターに送付すること。
- ・ 業者は、「補装具適合判定についてのお知らせ」(別紙1)に必要な事項を記入し、請求書と補装具費支給券と3点を市町村に送付すること。
- ・ 当センターは、内容を確認後、おおむね2週間以内に「適合判定の審査結果について (通知)」を市町村に送付する。

###### B 本所又は巡回相談会場に来所し判定する場合 (直接判定)

- ・ 本所又は巡回相談会場で適合判定を受ける (業者が予約。本人と業者が来所)。
- ・ 業者は、適合判定を受けた日時を記入した「補装具適合判定についてのお知らせ」(別紙1)及び請求書と支給券の3点を市町村に送付する。

##### **座位保持装置** (直接判定)

義肢・装具のBと同じ。

##### **車いす・電動簡易型 (オーダーメイド)** 本所又は巡回相談会場で現物の判定 (本人の来所は不要)

- ・ 業者は適合判定を受けた日時を記入した「補装具適合判定についてのお知らせ」(別紙1)及び請求書と支給券の3点を市町村に送付すること。

#### 直接判定の場合の注意事項

適合になるまでは (保留も含む)、上記3点セットを市町村に送付しないこと。後日適合が確認された時点で日付けを記入し送付すること。適合になった時点で、当センターはおおむね2週間以内に「適合判定の審査結果について (通知)」を市町村に送付する。

#### その他当センターへの見積書送付の際の注意事項

- ・ 判定後に見積もり審査を依頼する場合は、判定番号を記載してください。(201ー )
- ・ 差し替えの見積書には差し替えと記載してください。  
(鏡文は必要ありません。欄外に付記して下さい)